

(その 96) 自転車走行は交通ルールを守って (2012.9)

7月22日川崎区観音1丁目に住むKさんが自転車に乗っているとき向こうからサイクリング車に乗った青年が猛スピードでやってきたので自転車を降りて待機しているところに正面衝突する事故に遭いました。

臨港警察署の交通課が来て事情聴取した結果0対100で青年が悪いと判断されました。

Kさんは脇腹を手術して間もないときでありその部分に自転車のハンドルが食い込み痛みがひどくなりました。

警察官が大事をとって救急車を呼び、幸病院に運ばれ検査しました。

常識的な線で和解に

7月25日Kさんは相談センターへこれまでの経過報告と交渉のために基本的な対応を教えて欲しいと相談にこられました。

所長は、川崎合同法律事務所へ同行して弁護士さんと相談しました。

弁護士さんの話によると、「後日双方で話し合い治療費と休業補償、慰謝料などを自動車事故に準じて連関表を使って算出し金額が決まることになっており常識的な線で和解することになります。」とのことでKさんも安心して帰られました。

自転車の衝突事故が増えています。スピードを出さないこと、運転中に携帯やメールは絶対にしないこと、などのルールを守りましょう。

なお、6月より「夜間の無灯火二人乗り走行禁止」の歩道を走ると違反で罰金が課せられることになりました。